

『臨床教育学研究』査読規程

1. 投稿原稿（論文、実践・事例研究論文、研究ノート、実践・事例・調査報告）の採否については、編集委員長より任命された会員による査読者 2 名が査読を行い、編集委員会が最終的に決定する。
2. 編集委員長は、専門性に基づき、各論文について、担当編集委員と査読者を任命する。査読者のうち 1 名は、担当編集委員が兼ねることができる。執筆者または共同執筆者が編集委員長自身である場合、副編集委員長が担当編集委員と査読者を任命する。
3. 特別の事情があると編集委員会が認めた場合を除き、査読者は匿名とし、著者と査読者が、審査にかかわる事項で直接に連絡を取り合うことを禁ずる。
4. 査読者は、査読対象論文に対して、以下の項目をめやすに評価を行う。

◆内容

- ・臨床教育学への寄与度
- ・臨床教育学としての主題の妥当性
- ・倫理規程への対応
- ・素材・資料の妥当性
- ・結論の妥当性
- ・内容の完成度
- ・原稿区分の適切性

◆表現

- ・表題の適切性
- ・文章の表現力

◆形式

- ・投稿規程への対応
- ・章・節など全体構成の適切性
- ・原稿枚数の適切性

◆図表等

- ・図表の必要性
- ・図表の作成・説明の適切さ

◆文献

- ・参照文献の妥当性
- ・参照文献引用の適切性

◆要旨（日本文および英文）

- ・本文内容との整合性

5. 査読者は、前項の評価に基づいて、総合的判断として、次の 3 段階の判定を行う。

- A 掲載可
- B 修正後、再判定
- C 掲載不可

担当編集委員は、査読意見を踏まえたコメントを編集委員会で報告し、編集委員会は、それを十分に斟酌し、最終的な判定を行う。その結果、BあるいはCと判定された原稿、およびA判定だが軽微

な修正を要するとされた原稿については、編集委員会が承認したコメントを筆頭執筆者に通知する。

6. B判定を受け、修正後再投稿された原稿については、改めて査読者に査読を依頼し、その判定に基づき、編集委員会が掲載の可否を判断する。
7. 上記の規程の定めによらない事項については、編集委員会の判断によるものとする。
8. 本規程の改定については、編集委員会の過半数をもって議決する。

附則 この規程は 2011 年 11 月 28 日より施行する。